

第11回産業分類検討チーム 議事概要

1 日 時：令和4年9月21日（水）14:00～16:05

2 場 所：Web会議

3 出席者：

【学識経験者】 河井構成員（座長）、會田構成員、居城構成員、伊藤構成員、菅構成員、中村構成員、
牧野構成員、宮川構成員

【各府省庁等】 内閣府、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省

【オブザーバー】 日本銀行

【事務局】 総務省政策統括官付統計審査官室：長嶺統計審査官、植松参事官、村本専門官、
目副統計審査官ほか

4 議 題

- (1) 生産技術の類似性等の検討について
- (2) 小売業における業態の取扱について（その2）
- (3) 一般原則「分類の基準」について（その4）
- (4) 「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」について
- (5) 大分類E及びRの案件（調整中であったもの）について
- (6) 第4回、6回、7回、9回及び10回の検討チームにおける御意見への対応について
- (7) その他

5 議事概要

(1) 議題1 生産技術の類似性等の検討について

資料1に基づき、今後の検討チームにおいて生産技術の類似性の観点からの検討を行うこと及びその実務上の課題について事務局が説明を行い、その後に質疑応答が行われた。

今後の検討の方向性としては、資料1の内容に加え、本日の委員からの発言を考慮して進めることが了承された。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 資料1の「3. 実務上の課題」の(1)に「投入構造の同等性」という記述があるが、ISICと同じようにファブレス企業を製造業とすると、ファブレス企業の投入構造はファウンドリ企業のものとは相違があることから、個々の事業所の格付けを行う場合の基準となる投入構造を決めておくというのは難しいのではないか。何を使って何を作るのかという程度のことではないか。
- 資料1の3.(3)に「サービス業に対しては売上原価だけから検討するのではなく、付加価値を構成する各項目等も検討する」とあるが、人件費などの付加価値により比較することが有用なのかは疑問がある。例えば、サービスを提供する業種の場合には、特徴的な道具や設備のほか、労働力が持っている能力や資格などを分類の手がかりにすることはできないか。
- 資料1の3.(4)については、分類を統合して上位になるにつれて用途などの需要サイドの要素が強くな

ることだと思うが、そうすることによって生産物分類との関連付けもできるのではないかと。

← いただいた意見については、今後検討していく中で活用させていただきたい。

- 今年度の検討の基本的な方向性はこの資料に示された方針とし、今、委員から提示されたポイントを追加する形で進めていくこととしたい。

(2) 議題2 小売業における業態の取扱いについて (その2)

資料2に基づき、小売業の分類項目を「業態」によって設定する改定案について事務局が説明を行い、その後に質疑応答が行われた。改定案はおおむね了承された。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 経済産業省からは、補足事項等はないか。
 - ← 今回の改定案は現行の細分類を小分類へ格上げする内容になっており、統計調査の継続性も確保されているので、経済産業省としては特に補足する意見はない。
- 今回の改定案は、生産技術の類似性の観点及び国際比較の可能性の向上という観点から改善が見られるのではないかと。また、実務上の実態把握が容易になり、データの連続性も維持されるという利点があると理解している。
- 概ね賛成である。しかし、「百貨店」と「総合スーパー」が同じ細分類に入ったままとなっている。国際分類を見ると、非専門店小売業の中でも「主に食料品・飲料・タバコを取り扱う非専門店小売業」と「その他の非専門店小売業」とが分かれている。ISICでは、「百貨店」と「総合スーパー」とは別の細分類に格付けされているようだ。JSICの場合、改定案でも「百貨店」と「総合スーパー」は一緒のままになっているが、マージン率の取扱い等から考えると食料品関連の非専門店とそれ以外とはマージン率に相違があると考えられるので、それらは分けた方が良いのではないかと。
 - ← 「百貨店」と「総合スーパー」をマージン率で比較した場合、マージン率が高価格帯か低価格帯の区分しかなく、しかもそれらが連続的に推移している。マージン率が高い場合には百貨店である可能性は高いが、その境界を合理的に説明する文章を作成することは難しいと認識している。つまり、現在のマーケットにおいては、百貨店と総合スーパーの線引きを明確に行うことが難しいという整理をしている。
- マージン率に関しても検討が行われているということなので、現段階ではこれで良い。今後、新しい業態が出てきたときに検討していくこととして了解した。
- 食料品だけを取り扱う「食品スーパー」は、「総合スーパー」にはならず、「各種商品小売業」になるのか。
 - また、同じ区画に「食品スーパー」と「衣料品店」とが並んでいる店舗があるが、それぞれの事業所として捉えられるので「総合スーパー」にはならないという理解で良いか。
 - ← 「食品スーパー」は、現行の「各種食料品小売業」に分類される。また、「総合スーパー」は、食料品だけでなく総合的に商品全般を扱うので、「食品スーパー」とは区別される。他方、同じ建物内の「食品スーパー」の隣に「衣料品」等の別のテナントが入る場合、そのテナントの経営主体が異なれば、それぞれ別の事業所として集計されることになる。さらに、「総合スーパー」に該当するかどうかは、主に衣食住にわたる各種の商品を販売しているか否かによって判別することになる。
- 改定案は、小売業の中分類の名称も項目番号(56~60)も変わらず、また、現行の細分類である「5891

コンビニエンスストア」、「6031 ドラッグストア」、「6091 ホームセンター」の3つが小分類に変わるとともに中分類「56 各種商品小売業」に移動し、さらに、中分類「57 織物・衣服・身の回り商品小売業」以降については、先の中分類「56」に移動する3つの小分類以外の細分類項目は全く変わらないという理解で良いか。

そうすると、八百屋と果物屋を統合するような検討は今回の改定では議論せず、また、中分類57～60における専門店の統合は検討しないということか、あるいは別途検討するということか。

← 今回提示した改定案では、「コンビニエンスストア」などの4つの業態別の小売業をまとめることに主眼を置いている。八百屋と果物屋といった統合の議論は、生産技術の類似性の観点からの検討を行う中で整理していきたい。このため、業態別の小売業のまとめ以外の細分類の統廃合については、今回提案した資料からは除いている。

- 資料2の3ページ目の「マージン率」について、例えば百貨店の場合、マージン率が非常に高いケースと低いケースが混在している。これは、消化仕入れを行っている、店舗を貸し出しているなど、様々な形態が存在するためであると思われる。このように、同一業態であっても必ずしもマージン率が等しいとは言えないにも関わらず、「同一業態であれば取扱商品のマージン率は等しいと扱うことが出来るか」という記述はどのような意図で書かれたのか。

← 「マージン率」については、課題を整理する一つの視点として示したものであり、この視点で全てを整理するというよりは、こういう違いもあるのではないかという仮定の問題意識で書いたものである。

今、御指摘にあったような問題もあり得るので、「マージン率」についてはその妥当性も整理しながら検討していきたい。

- 百貨店やデパートの中に専門店が出店している場合もあり、「百貨店」と「総合スーパー」の区分は難しい。資料2の2ページに「自社ブランドを活用」しているものが百貨店の特徴として記述されているが、そうすると、自社ブランドを活用して販売を行っている部分が百貨店であり、写真屋などの自社ブランドではない店舗が出店している場合、その施設はどのような取り扱いとなるのか。

← 「自社ブランド」は、デマケーションを設ける一つの要素として示したものである。「自社ブランド」により全てを整理できると考えているわけではない。

- 前回の議論を受けて初めて提案された内容であり、まだ、内容的には不十分、不安な点があると思う。いろいろと意見をいただいて良い内容にしていけば良いと考える。方向性としては、このように改定することによって以前よりも改善されたものになっているのではないか。

(3) 議題3 一般原則「分類の基準」について (その4)

資料3-1及び3-2に基づき、一般原則の「分類の基準」に関する修正案について事務局が説明を行った後に質疑応答が行われた。本日の意見を踏まえた修正案については、次回以降に改めて検討することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 資料3-2の4ページの(5)における箇条書き部分の(1)～(3)は素案ではないのか。また、その下の「なお書き」以下の記述は不要ではないか。

← 全体の改定案は資料3-2の(5)に記載している。また、「なお」書き以下はISICでの書き方を倣っ

て記載したが、御指摘を踏まえて検討したい。

- 「なお書き」の削除に関する提案には同意見である。

また、資料3-2の「4. 改定案の検討」の(5)の説明文の2行目に「また、本分類においては、…体系的にまとめられたものである。」との記述があるが、主語がないために違和感がある。例えば、「また、本分類は、…を体系的にまとめたものである。」としてはいかがか。

さらに、(5)の箇条書きの3つ目の(3)にある「取り扱われる商品等の種類」については、取り扱う商品が同じでもサービス(用途・機能)や設備の相違で区分できると考えられるので、削除した方が良いのではないか。

- 資料3-2の「4. 改定案の検討」の(5)の説明文の2行目の「また、本分類においては、…体系的にまとめられたものである。」の文章の記述が受動文となっている。普通に「本分類は、…をまとめたものである。」と能動的な表現にしてはいかがか。

← 御指摘については検討の上、次回以降に提示したい。また、「取り扱われる商品等の種類」に関する記述は改めて検討させていただきたい。

- 「一般原則「分類基準」(その5)」として対応していただきたい。また、本日の意見についても対応していただきたい。

(4) 議題4 「大分類S-公務(他に分類される物を除く)」について

資料4に基づき、改定案について事務局が説明を行った後に質疑応答が行われた。改定案は概ね了承されたが、本日の修正意見を踏まえて説明文の一部を修正し、再度報告することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 資料4-1の1ページ目の改定理由に「本来の行政等事務」と「本来でない行政等事務」の記述があり、また、改定素案の中に「例えば、交通事業、ガス事業、水道事業…」との記述もある。そうすると、「交通事業」、「ガス事業」及び「水道事業」は「本来でない行政等事務」なのか、また、「本来でない行政事務」があるのか。

← 現行の日本標準産業分類に「本来の」という記述があるが、この主旨が不明であり、分かり難いため、「本来の」という記述を削除し、より具体的な記述したものである。

- 「交通事業」等を「本来の行政等事務」から分けたことを簡潔に記述した方が良いのではないか。

← それらを分ける趣旨を改定理由ではなく説明文に記載した方が良いということか。

- そのとおりである。「ただし」のあとに記載してはいかがか。また、改定素案のように具体的な例示もあった方がいいが、交通事業等を分ける趣旨を簡単に書いた方が良い。

← 御指摘踏まえて書きぶりを検討したい。

- 資料4-1の「現行(第13回改定)」の総説の3行目に「…行政事務を行う事業所を官公署という」とあり、「官公署」が何を指すかが分かる。一方、「改定素案」では「行政事務を担う機関の事業所」を「事業所」に置き換えた表記が続き、後半の「公務と他産業との関係」の部分に「以下のような業務を行う官公署は、…」という記述があり、「官公署」という記述が突然出てくる。「官公署」の説明が不十分ではないか。

← 総説の文章全体の整合性がとれるように検討したい。

- 資料4-1の「大分類S-公務」の総説の「事業所」の記述において、第2パラグラフの「ただし書き」の「例えば」以降に「同一の場所に複数の機関が所在している場合」と「一つの機関が離れた場所に複数所在している場合」の2つが例示として記述されている。「同一の場所に複数の機関が所在している場合」は一般原則に合っているが、「一つの機関が離れた場所に複数所在している場合」は一般原則とは逆の意味になるので、例示として同列に扱うことには違和感がある。

この文章は、「ただし、一つの機関が離れた場所に複数所在している場合・・・、また、同一の場所に複数の機関が所在している場合・・・」としてはいかがか。

← 例外的なものが明確に分かる文章を検討したい。

- 改定案は基本的には提案のとおりの方角で認められたが、記述の一部に修正意見があったので、それらの修正を行った上で改めて提示してほしい。

(5) 議題5 大分類E及びRの案件（調整中であったもの）について

資料5-1～5-3に基づき、①中分類「13家具・装備品製造業」の総説及び小分類「131家具製造業」の説明文の修正、②小分類「922建物サービス業」の名称変更、細分類「9221ビルメンテナンス業」及び「9229その他の建物サービス業」の2つの改定案について、事務局及び経済産業省がそれぞれ説明した後に質疑応答が行われた。改定案はおおむね了承された。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 資料5-1の「中分類13家具・装備品製造業」の総説の1行目に「室内に備え付けられて日常生活に使用される・・・」という記述があるが、一般的に「日常生活」は「家庭での生活」がイメージされる。「日常生活」ではなく「日常的に」としてはいかがか。

また、現行及び改定案の説明文の両方に「和式及び洋式を含む」と記載されている。特別の理由があれば残すこともあり得るが、両方を含むのであればその記載は不要ではないか。

← 御意見を踏まえて修正を検討したい。

- 「中分類13家具・装備品製造業」の総説に「日常」と記載されている。「非日常」があって、それらの対比が必要であるというならば「日常」を記載することは分かるが、「日常」という用語が必要なのか。特別な事情があれば「日常」を記載しても良いと思うが、特に理由がないのであれば「日常」は記載しなくても良いのではないか。

← 御意見を踏まえて修正を検討したい。

- 資料5-1の「中分類13家具・装備品製造業」の小分類「131家具製造業」の説明文について、改定案では「輸送設備」の表記を具体的な名称「車両、船舶、航空機」にしたが、その中の「車両」がキャンピングカーのような「自動車の車両」なのか、寝台車のような「鉄道車両」なのか、何が該当するのかがよく分からない。

← 明確に分かるような記述を検討したい。

- 資料5-2の「大分類R-サービス業（他に分類されないもの）」の細分類「9221ビルメンテナンス業」の説明文は「ビルを対象として維持管理を一括して請け負っている事業所」となっており、一方、細分類「9229その他の建物等維持管理業」の説明文は「主としてビルなどの建物を対象として維持管理を請け負う事業所」となっているが、それらの違いがよく分からない。両者の違いは、「ビル」を対象にするか「主

としてビルなどの建物」を対象にするかということと「請負」が「一括で」であるか否かということである。ビルの維持管理を業とする事業者は、一括して請け負うか否かの違いにより「9221」か「9229」のいずれかに分類されるとなると、同じような業務を担っていても「一括か否か」で分類されることになり、産業分類の原則を踏まえると違和感がある。

また、「一括」という用語も具体的に何を意図するかも分からない。「ビルを対象とする」事業者は「ビルメンテナンス業」に分類され、他方、「ビル以外の建物を対象とする」事業者は「その他の建物等維持管理業」にそれぞれ分類されるのであれば分かりやすいが、そうではない。そもそも両者を分ける必要があるのか。

← 「9221 ビルメンテナンス業」は建築物衛生法を踏まえて規定されたものであり、同法では一定規模以上の建物に大臣認定による管理者の設置や技術者が必要であったり、都道府県への登録が必要であったりする。また、先の法律の整備により業種として増えてきたものであり、それらを想定して分類項目を設定したと過去の議事録で確認した。一方、「9229 その他の建物等維持管理業」には、ビル以外の建物における清掃などを請け負っている事業所も含まれる。さらに、それ以外の交通系の車両などの清掃も含まれる。

○ そうであれば、例えばビルメンテナンス業は認定が必要であり、認定を受けた一部の業者がその業務を担う旨を説明文に書けば、「9221」と「9229」の違いが明確になって良いと思う。

← 厚生労働省と相談し、ビルメンテナンス業については制度に基づいた記載が可能かを確認の上、記述振りについては工夫したい。

(6) 議題6 第4回、6回、7回、9回及び10回の検討チームにおける御意見への対応について

資料6-1～6-11に基づき、第4回、第6回、第7回、第9回及び第10回の検討チームにおいて再検討の要請を受けた6つの改定案（①細分類「2439」等の工業窯炉関係の修正、②細分類「4012」及び細分類「4131」の説明文の修正、③細分類「6612」の内容例示の修正、④細分類「8021」における「舞台技術サービス業」の例示の追加、⑤細分類「8181」の項目名等の修正、⑥細分類「9299」における「コンベンション（国際会議等）の企画・運営業」の例示の追加）に関して、事務局、金融庁、総務省（情報流通行政局）、文部科学省、経済産業省及び国土交通省（観光庁）がそれぞれ説明を行った後に質疑応答が行われた。修正案はおおむね了承された。

主な質疑応答は、以下のとおり。

《「大分類J—金融業、保険業」について》

○ 「手形交換所」の内容例示が「電子交換所」と変更になったが、「手形交換所」の名称はなくなったのか。なくなったのであれば、細分類の項目名である「手形交換所」はそのまま良いのか。

← 手形法及び小切手法の条文には「手形交換所」の名称が残るため、細分類の項目名としては残しておいても良いのではないかと考えている。

○ 内容例示の「手形交換所」は例示に残さなくても良いのか。

← 「電子交換所」の業務は、紙ベースの手形のやりとりではなく、手形をイメージ・データ化して送受信を行うものである。業務の中身はこれまでと変わらないため、「手形交換所」の分類項目名を残しておいても問題はないと考えるが、実際に手形の交換決済の業務を行う「手形交換所」の名称が「電子交換

所」に置き換わるために内容例示としては削除した。

○ 承知した。

《「大分類N」について》

○ 「舞台制作技術サービス業」を「大分類Lー学术研究, 専門・技術サービス業」に新たに立項するのではなく、「大分類Nー生活関連サービス業, 娯楽業」の細分類「8096 娯楽に附帯するサービス業」の内容例示とする提案については、了解いただいたものとして整理する。

○ 「舞台制作技術サービス業」の名称の短縮化について、案①の「舞台技術スタッフ業」は、「スタッフ」という用語が人材を派遣するような業務を含むように受け取られ、紛らわしいので適切ではない。案②の「舞台技術サービス業」が適切と考える。

○ 本件の名称は、案②の「舞台技術サービス業」として決定する。

《「大分類-R」(細分類「コンベンション(国際会議等)の企画・運営業」の新設)について》

○ 新規立項を見送り、当初案(内容例示への追加)でやむを得ないとする。

(7) 議題7 その他

事務局がISICの改定状況と今後のスケジュールをした。また、事務局が次回検討チームにおいてISICにおけるFGPsの検討状況を報告することを発言した。

次回の検討チームは、令和4年11月11日(金)10:00~12:00にWeb会議により開催する。

本日の議事概要は、内容を確定した上で本日の会議資料とともに総務省のHPに掲載する。

(以上)